

◇認定申請手数料等について

▼長期優良住宅建築等計画の認定に当たっての申請手数料等は、次のとおりです。

■認定申請手数料(法第5条)

区分		新築		増築・既存	
		確認書 住宅性能評価書	直接申請	確認書 住宅性能評価書	直接申請
戸建住宅		¥8,000	¥45,000	¥12,000	¥68,000
共同住宅等	～ 5 戸	¥15,000	¥110,000	¥23,000	¥160,000
	6 ～ 10 戸	¥26,000	¥170,000	¥40,000	¥260,000
	11 ～ 25 戸	¥41,000	¥340,000	¥61,000	¥510,000
	26 ～ 50 戸	¥71,000	¥600,000	¥110,000	¥910,000
	51 ～ 100 戸	¥120,000	¥1,000,000	¥170,000	¥1,600,000
	101 ～ 200 戸	¥190,000	¥1,900,000	¥290,000	¥2,900,000
	201 ～ 300 戸	¥240,000	¥2,700,000	¥360,000	¥4,100,000
	301 ～ 戸	¥260,000	¥3,400,000	¥400,000	¥5,000,000

■変更認定申請手数料(法第8条)

区分		新築		増築・既存	
		確認書 住宅性能評価書	直接申請	確認書 住宅性能評価書	直接申請
戸建住宅		¥4,000	¥22,500	¥6,000	¥34,000
共同住宅等	～ 5 戸	¥7,500	¥55,000	¥11,500	¥80,000
	6 ～ 10 戸	¥13,000	¥85,000	¥20,000	¥130,000
	11 ～ 25 戸	¥20,500	¥170,000	¥30,500	¥255,000
	26 ～ 50 戸	¥35,500	¥300,000	¥55,000	¥455,000
	51 ～ 100 戸	¥60,000	¥500,000	¥85,000	¥800,000
	101 ～ 200 戸	¥95,000	¥950,000	¥145,000	¥1,450,000
	201 ～ 300 戸	¥120,000	¥1,350,000	¥180,000	¥2,050,000
	301 ～ 戸	¥130,000	¥1,700,000	¥200,000	¥2,500,000

■変更認定申請手数料(法第9条)

区分	
戸建住宅における譲受人の決定	¥2,100
共同住宅等における管理者等の決定	

■地位の承継の承認申請手数料(法第10条)

承認申請	¥1,700
------	--------

注意

- 住宅性能評価書は、長期使用構造であることの確認がされているものに限りです。
- 認定申請に併せて、建築基準適合審査(確認申請)を申し出る場合は、上記の表で算出した額に確認申請手数料に相当する額を加算した額が、認定申請手数料となります。